

鳥取県告示第 92 号

平成 18 年鳥取県告示第 924 号（大規模小売店舗の新設の届出について）より告示した（仮称）米子夜見町複合商業施設に係る大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく新設の届出について、同法第 8 条第 1 項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成 19 年 2 月 2 日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 意見を提出した市町村
米子市
- 2 米子市の意見の概要
 - (1) 騒音の防止について
 - ア 一部の荷さばき作業位置は、比較的民家に近く早朝、夜間の荷さばき作業により発生する騒音に注意すること。
 - イ 空調機等の室外機及び排気口からの騒音に注意すること。
 - ウ 深夜における駐車場利用者の不用意な騒音発生に注意すること。深夜騒音については、鳥取県公害防止条例（昭和 46 年鳥取県条例第 35 号）が適用されます。
 - (2) 街並みづくり等への配慮について
照明が民家に当たらないようにし、店舗が発する光による被害の発生に注意すること。
- 3 縦覧に供する期間
平成 19 年 2 月 2 日から 1 月間
- 4 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目 220
鳥取県商工労働部経済政策課
米子市鞆町一丁目 160
鳥取県西部総合事務所県民局
米子市加茂町一丁目 1
米子市経済部商工課